

○東京海洋大学学生表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京海洋大学学則第55条及び東京海洋大学大学院学則第38条の規定に基づき、学生の表彰に関し、必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。

- 一 学業及び研究活動において特に顕著な業績を挙げたと認められる学生又は学生団体
- 二 課外活動において優秀な成績を挙げたと認められる学生又は学生団体
- 三 社会活動において優れた評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められる学生又は学生団体
- 四 その他前各号と同等以上の表彰に価する行為があったと認められる学生又は学生団体

(表彰対象者の推薦)

第3条 表彰者の推薦は、別に定める推薦基準に基づき、各学部又は研究科の長が、前条各号の一に該当すると認められる学生又は学生団体を、別紙様式1の推薦書により学長に推薦するものとする。

(表彰の決定)

第4条 学長は、前条による推薦があった場合には、東京海洋大学学生支援委員会及び教育研究評議会の議を経て、表彰する学生又は学生団体を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が別紙様式2の表彰状を授与することにより行う。

- 2 前項の表彰状に添えて記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、第4条の規定により表彰が決定された後、速やかに行うものとする。

(庶務)

第7条 表彰に係る庶務は、学務部学生サービス課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (略)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。